

沿革

日本輸出入銀行にかかる事項		
1950年	12月	「日本輸出銀行法」公布・施行、日本輸出銀行設立
1952年	4月	日本輸出銀行から日本輸出入銀行へ名称を変更
国際協力銀行にかかる事項		
1999年	4月	「国際協力銀行法」公布・施行
	9月	「国際協力銀行法施行令」公布・施行
	10月	国際協力銀行設立（日本輸出入銀行と海外経済協力基金の全ての事業を承継）
株式会社日本政策金融公庫（国際協力銀行）にかかる事項		
2006年	6月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」公布・施行
2007年	5月	「株式会社日本政策金融公庫法」公布・施行
2008年	4月	「株式会社日本政策金融公庫法施行令」公布・施行
	10月	株式会社日本政策金融公庫設立
2010年	3月	「株式会社日本政策金融公庫法」の改正（国際協力銀行業務範囲に地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する業務を追加）
	4月	駐留軍再編促進金融勘定を設置
株式会社国際協力銀行にかかる事項		
2011年	5月	「株式会社国際協力銀行法」公布・一部施行
	7月	「株式会社国際協力銀行法施行令」および「株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令」の公布・施行（先進国向け輸出金融等の業務範囲を規定）
2012年	4月	株式会社国際協力銀行設立
	11月	駐留軍再編促進金融勘定の廃止
2016年	5月	「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」公布・一部施行 「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」公布・施行
	10月	特別業務の開始
2020年	1月	「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」公布・施行（先進国向け輸出に対する輸出金融および先進国事業に対する投資金融の対象分野の変更）
	7月	「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」公布・施行（新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本企業支援のため先進国事業に対する投資金融の対象分野拡充および国内企業を通じた海外事業に対する貸付の実施（時限措置））
2022年	6月	「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」公布・施行（先進国向け輸出に対する輸出金融および先進国事業に対する投資金融の対象分野の変更）
2023年	4月	「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」公布・一部施行
	10月	「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」施行

株式会社国際協力銀行法等

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年五月二日法律第三十九号、最終改正：令和五年十一月二十九日法律第七十九号）（抜粋）

（目的）		務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
第一条	株式会社国際協力銀行は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする株式会社とする。	二 重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
（株式の政府保有）		三 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、我が国の法人等、出資外国法人等、外国金融機関等若しくは外国政府等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
第三条	政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。	四 外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金（資金需要の期間が一年を超えるものをいう。以下同じ。）若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、若しくは当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得し、又は特定外国法人に対して、その海外で行う事業（第二条第十号イ及びロに掲げる事業に限る。）に必要な長期資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、若しくは当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
（政府の出資）		四 戦争の結果生じた被害の復旧に関する事業その他の海外における復興又は開発に必要な事業を行う外国政府等その他の外国の法人等に対して、国際通貨基金その他の国際機関が当該事業に必要な長期資金の貸付けを行う場合において、当該資金に係る債務の保証等（国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処のために行うものに限る。）を行うこと。
第四条	政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。 2 会社は、前項の規定による政府の出資があったときは、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、当該出資された額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）」とする。 3 会社は、第一項の規定による政府の出資があったときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。	五 外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金等（国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行をいう。以下同じ。）が当該外国の経済の発展を支援するための資金（以下「経済支援資金」という。）の
（名称の使用制限等）		
第五条	会社でない者は、その名称中に国際協力銀行という文字を用いてはならない。 2 銀行法第六条第二項の規定は、会社には適用しない。	
（役員等の選任及び解任等の決議）		
第六条	会社の役員等（取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。）の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	
（業務の範囲）		
第十一条	会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。 一 設備の輸出等のために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、外国金融機関等若しくは外国政府等が当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債	

	供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金（資金需要の期間が一年以下のものをいう。以下同じ。）の貸付けを行うこと。		あつて、我が国への輸入が不可欠である航空機その他の製品として財務大臣が定めるものの輸入に必要な資金		において、当該法人等に対して当該供与に必要な資金の貸付けを行うとき。		二十三年法律第二十五号）第二条第二十二項第五号に掲げる取引をいう。）に係る債務の保証等を行うとき。
六	海外で事業を行う次に掲げる者に対して当該事業に必要な資金（口に掲げる者に対しては、海外で新たに行う事業に必要な資金に限る。）を出資し、又は専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で海外で事業を行う者に対し出資するものに対して当該事業に必要な資金を出資すること。		二 我が国の技術では十分な代替が困難であつて、我が国への受入れが不可欠である技術として財務大臣が定めるものの受入れに必要な資金		イ 我が国の法人等又は出資外国法人等による製品の生産に不可欠な原材料その他の物資の開発（製造を含む。）、輸送又は調達に関する事業		10 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、債務の保証等（公社債等に係るものに限る。）及び公社債等の取得は、次に掲げる場合（同条第一号から第三号までに掲げる業務にあつては、第二号から第八号までに掲げる場合）に限り、行うことができる。
	イ 外国の法人等				ロ 我が国の法人等又は出資外国法人等による製品の生産に不可欠な技術の開発に関する事業		一 外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等（償還期限が一年を超えるものに限る。次号及び第三号において同じ。）の一部を取得する場合
	ロ 我が国の新規企業者等又は中小企業者等（中小企業者又は中堅企業として財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。）				ハ 我が国の法人等又は出資外国法人等が生産する製品の加工若しくは組立て又は輸送若しくは販売に関する事業		二 公社債等を取得し、当該公社債等を財務大臣が定める期間内に特定目的会社等に譲渡する場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡する場合
七	前各号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。		5 前条第三号に掲げる業務のうち、我が国の法人等が海外において行う事業に必要な資金の貸付けは、次項第二号に掲げる場合を除き、当該法人等に対して直接貸付けを行う場合に限り、行うことができる。		五 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の海外における事業の遂行が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたとき。		三 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権又は公社債等を担保として発行する公社債等を取得する場合
八	会社の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。		6 前条第三号に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。）のうち、我が国の法人等に対する貸付けであつて、中小企業者等以外のものに対するものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。		7 前条第三号に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。）のうち、開発途上地域以外の地域における事業に係るものは、我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合に限り、行うことができる。		四 出資外国法人等、外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等に係る債務の保証等を行う場合
第十二条	前条第一号に掲げる業務のうち、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。		一 我が国の法人等が外国の法人への出資又は外国の法人の事業の全部若しくは一部の譲受け（以下この号において「出資等」という。）により海外における事業の開始、拡大又は能率の向上を図る場合において、当該出資等のために必要な資金の貸付けを行うとき（我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要であると認められる場合として政令で定める場合に限る。）。		8 前条第五号の規定による外国の政府、政府機関又は銀行に対する貸付けは、国際通貨基金等による経済支援資金の供与が確実と見込まれる場合であつて、次に掲げるときに限り、財務大臣の認可を受けて行うことができる。		五 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権、公社債等又は前項第三号に規定する金銭債権を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権、公社債等若しくは金銭債権又は特定目的会社等若しくは信託会社等が発行する公社債等に係る債務の保証等（銀行等が発行する公社債等に係る債務の保証等を除く。）を行うとき。
	一 当該地域を仕向地とする輸出を行う外国政府等によって、当該外国の輸出の促進を図るために、通常の条件より有利な条件での信用の供与、保険の引受け又は利子（利子と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。）の補給がされる場合において、国際的取決めに従って必要な対抗措置を講ずるとき。		二 銀行等が次に掲げる資金の貸付けを行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うとき。		一 国際通貨基金等（会社を除く。）による経済支援資金の全部又は一部が当該貸付けに係る資金の償還に充てられることにより、当該償還が確保されることとなっている場合		六 特定目的会社等が貸付債権又は公社債等を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権又は公社債等を特定目的会社等が譲り受け、又は取得するために行う資金の借入れに係る債務の保証等を行うとき。
	二 我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合		イ 中小企業者等又は中小企業者等の出資に係る出資外国法人等に対する前条第三号に規定する資金の貸付け		二 当該貸付けについて確実な担保を徴する場合		七 法人等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な資金の調達のために発行する社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権（いずれも償還期限が一年を超えるものに限る。次号において同じ。）を取得する場合
2	前条第一号に掲げる業務のうち、我が国の法人等に対する資金に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。		ロ 我が国の法人等に対する前号に規定する資金の貸付け（同号に規定する政令で定める場合に限る。）		9 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、我が国の法人等以外の者の債務に係る債務の保証等（公社債等に係るものを除く。）は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。		八 新規企業者等又は我が国の中小企業者等が海外における事業に必要な資金の調達のために発行する社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権を取得する場合
	一 銀行等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な設備の輸出等に係る資金の貸付けを外国の法人等に対して行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うとき。		ハ 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等に対する前条第三号に規定する資金の貸付け（海外における社会資本の整備に関する事業に係るものに限る。）				11 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち次に掲げるものは、その貸付け又は譲り受けようとする貸付債権に係る貸付けが協調融資である場合に限るものとする。ただし、第一号に掲げる業務にあつては銀行等が会社とともに資金の貸付けをすることが著しく困難であり、かつ、会社による貸付けがその目的を達成するために特に緊要であると認められる場合又は第二項第一号若しくは第六項第二号に掲げる場合に該当する場合、第二号に掲げる業務にあつては償還期限が一年を超える出資外国法人等に対する貸付債権を財務大臣が定める期
	二 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の輸出が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたとき。		三 我が国の法人等が海外において我が国で生産された設備を賃貸する事業を行う場合において、当該法人等に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行うとき（我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合に限る。）。				
	3 前条第二号に掲げる業務のうち、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うもの以外のものは、債務の保証等であつて次に掲げる資金に係るものに限り、行うことができる。		四 我が国の法人等がその直接又は間接に出資する出資外国法人等に対して当該出資外国法人等が行う次に掲げる事業に必要な資金の供与を行う場合に				
	一 我が国で生産される製品では十分な代替が困難で						

間内に、特定目的会社等に譲渡することを目的として譲り受ける場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡することを目的として譲り受ける場合は、この限りでない。

- 一 前条第一号から第三号までの規定による資金の貸付けで我が国の法人等に対するもの
- 二 前条第一号から第四号までの規定による貸付債権の譲受け
- 12 前条第七号に掲げる業務は、同条第一号から第六号までに掲げる業務の円滑かつ効果的な実施を図るため必要最小限の場合に限り、行うことができる。

（業務の方法）

- 第十三条 第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。
- 一 当該貸付けに係る資金の償還、当該譲受けに係る貸付債権の回収、当該取得に係る公社債等の償還、当該債務の保証等に係る債務の履行又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合
 - 二 当該貸付け（第十一条第二号及び第五号の規定による資金の貸付けを除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る。）、当該譲受け（同条第二号の規定による貸付債権の譲受けを除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る。）、当該取得（同号の規定による公社債等の取得を除き、海外における次に掲げる事業に係るもの又は新規企業者等が発行する社債若しくはこれに準ずる債券若しくは信託の受益権の取得に限る。）、当該債務の保証等（同号及び同条第四号の二の規定による債務の保証等を除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る。）又は当該出資（海外における次に掲げる事業に係るもの又は新規企業者等に対するものに限る。）に係る貸付金（貸付金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第十六条第二項において同じ。）の利率（利率と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項において同じ。）、貸付債権の利回りその他の条件が、当該貸付けに係る貸付金、当該譲受けに係る貸付債権その他の資産が回収不能となる危険性等を勘案した適正なものであると認められる場合（前号に掲げる場合を除く。）
 - イ 社会資本の整備に関する事業
 - ロ 資源の開発に関する事業
 - ハ 革新的な情報通信技術を活用した事業その他の革新的な技術又は事業の実施の方式（商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式をいう。）を活用した事業であって、その活用により当該事業の高度化又は当該事業の利用者の利便の向上が図られるもの
- 2 第十一条第一号から第六号までに掲げる業務に係る貸

付金の利率、譲り受ける貸付債権の利回りその他の条件は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定における収入がその支出を償うに足るように、銀行等の取引の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

（特別業務指針）

- 第十三条 財務大臣は、会社が次に掲げる業務（以下「特別業務」という。）を行うに当たって従うべき指針（次項及び次条第一項において「特別業務指針」という。）を定め、これを公表するものとする。
- 一 前条第一項第二号に掲げる場合に行う第十一条第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げる業務
 - 二 前号に掲げる業務に係る第十一条第七号に掲げる業務
 - 三 前二号に掲げる業務に係る第十一条第八号に掲げる業務
 - 四 前三号に掲げる業務（第二号に掲げる業務を除く。）に係る第十一条第九号に掲げる業務
- 2 特別業務指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 特別業務に係る資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資を行うに当たって従うべき基準
 - 二 特別業務に関する財務の適正な管理に関する事項
 - 三 特別業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完に関する事項
 - 四 特別業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項
 - 五 財務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関する事項
 - 六 その他特別業務の適確な実施を確保するために必要な事項

（特別業務基本方針）

- 第十三条 会社は、財務省令で定める特別業務の実施に関する事項について、特別業務指針に即して、特別業務に関する基本方針（次項において「特別業務基本方針」という。）を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 財務大臣は、前項の規定により認可をした特別業務基本方針が会社による特別業務の適確な実施上不適当となったと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（事業年度）

- 第十五条 会社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

（予算）

- 第十六条 会社は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の収入は、貸付金の利息（利息と同様の経済的性

質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。）、公社債等の利子、出資に対する配当金、債務保証料その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、借入金（借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第三十三条第一項及び第三項において同じ。）の利子、社債の利子及び附属諸費とする。

- 3 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。
- 4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。
- 5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。

（財務諸表の提出）

- 第二十六条 会社は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。
- 2 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録（以下「貸借対照表等」という。）及び事業報告書（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を含む。）を財務大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

- 第二十六条 会社は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
- 一 特別業務以外の業務（第三十三条において「一般業務」という。）
 - 二 特別業務

（区分経理に係る会社法の準用等）

- 第二十六条 会社法第二百九十五条、第三百三十七条、第三百七十四条、第三百九十六条、第四百三十一条から第四百四十三条まで、第四百四十六条及び第四百四十七条の規定は、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十六条中「株式会社」とあるのは「株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額」とあるのは「であって当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であって当該剰余金の属する勘定に計上されるもの」と、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同条第一項第二号中「を準備金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、

「及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「の資本金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 会社法第四百四十八条、第四百四十九条並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、第三十一条第一項の規定による準備金の積立て及び同条第二項の規定による準備金の取崩しを行う場合を除き、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十八条第一項及び第二項中「準備金」とあるのは「株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第一項第二号中「を資本金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第三項中「に準備金」とあるのは「に株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 3 会社が前条の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの会社の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する資本金の額の合計額とし、会社が同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの会社の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（決算報告書の作成及び提出）

- 第二十七条 会社は、第二十六条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、毎事業年度の決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成し、当該決算報告書に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添付して、遅滞なく財務大臣に提出しなければならない。
- 2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添付して、内閣に送付しなければならない。
- 3 会社は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、決算報告書及び監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を記載した書面を、本店及び支店に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。

（決算報告書の会計検査院への送付）

第二十八条 内閣は、前条第二項の規定により会社の決算報告書の送付を受けたときは、同条第一項の貸借対照表等を添付して、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。

（決算報告書の国会への提出）

第二十九条 内閣は、会計検査院の検査を経た会社の決算報告書に第二十七条第一項の貸借対照表等を添付して、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

（国庫納付金）

第三十一条 会社は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

2 会社は、前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、同項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。

3 第一項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の準備金は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

5 会社は、第一項及び第二項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。

（政府の貸付け）

第三十二条 政府は、会社に対して資金の貸付けをすることができる。

（借入金及び社債）

第三十三条 会社がその業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れ（借入れと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。以下この条、第三十五条第一項及び第四十六条第五号において同じ。）は、銀行その他の金融機関から行う短期借入金（短期借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第六項において同じ。）若しくは外国通貨長期借入金（外国通貨による借入金であって、弁済期限が一年を超えるものをいう。以下この条及び第三十五条第一項において同じ。）の借入れ又は前条の規定による政府の資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。

2 前項に規定する短期借入金（外国通貨によるものを除く。）については、借入れをした事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に

限り、財務大臣の認可を受けて、これについて借換え（借換えと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第七項において同じ。）を行うことができる。

- 3 前項ただし書の規定により借換えを行った借入金は、一年以内に償還しなければならない。
- 4 会社は、毎事業年度、政令で定めるところにより、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 5 会社は、前項に規定する社債を発行し、又は外国通貨長期借入金の借入れをしたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。ただし、会社が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合は、この限りでない。
- 6 第一項に規定する借入れのうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために借入れを行う短期借入金、外国通貨長期借入金及び政府の資金の貸付けに係る借入金の現在額並びに第四項に規定する社債のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、会社の一般業務に係る勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額（以下この条において「一般業務に係る基準額」という。）の十倍に相当する額（以下この条において「一般業務に係る限度額」という。）を超えることとなってはならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する社債のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債について、その発行済みのものの借換えのため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、一般業務に係る限度額を超えて社債を発行することができる。
- 8 一般業務のうち、第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付けの現在額、譲受けに係る債権及び公社債等の取得の現在額、債務の保証等に係る債務の現在額並びに出資の現在額の合計額は、一般業務に係る基準額及び一般業務に係る限度額の合計額を超えることとなってはならない。
- 9 前三項の規定は、特別業務について準用する。この場合において、第六項及び前項中「一般業務に係る基準額」とあるのは「特別業務に係る基準額」と、前三項中「一般業務に係る限度額」とあるのは「特別業務に係る限度額」と、前項中「から第六号まで」とあるのは「一、第三号、第四号及び第六号」と読み替えるものとする。
- 10 会社がこの条の規定により資金の借入れ又は社債の発行をして調達した資金は、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

（一般担保）

第三十四条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に

先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

- 2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（政府保証）

第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、会社の社債に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号。次項及び附則第十六条第一項において「外資受入法」という。）第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）又は外国通貨長期借入金の借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

2 前項の予算をもって定める金額のうち、外国を発行地とする本邦通貨をもって表示する社債に係る債務についての金額は、外資受入法第二条第二項に規定する予算をもって定める金額と区別して定めることが困難であるときは、当該金額と合算して定めることができる。

3 政府は、第一項の規定によるほか、会社が社債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

（余裕金の運用）

第三十六条 会社は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他財務大臣の指定する有価証券の取得

二 財政融資資金への預託

三 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金

四 譲渡性預金証書の保有

五 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

六 コール資金の貸付け

七 前各号に掲げる方法に準ずるものとして財務省令で定める方法

（監督）

第三十八条 会社は、財務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 財務大臣は、会社の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十九条 財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認め

るときは、会社若しくは受託法人に対して報告をさせ、又はその職員に、会社若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（権限の委任）

第四十条 財務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について財務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 この法律に規定する財務大臣の権限（第一項の規定により内閣総理大臣に委任されたものを除く。）は、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（定款）

第四十一条 会社の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手続及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。

一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。

二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないよう十分に配慮すること。

3 会社の定款の変更の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の譲渡及び譲受け並びに解散）

第四十二条 会社を当事者とする合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに会社の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章、第四章第一節及び第四章の二の規定にかかわらず、別に法律で定める。

（金融商品取引法の適用除外等）

- 第四十三条 会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、同法第二十九条の規定は、適用しない。
- 2 前項に規定する場合（次項又は第五項に規定する場合を除く。）においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款及び第二節（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七、第三十八条第七号、第四十条の三の三及び第四十条の三の四を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。
- 3 会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第六十三条第一項各号に掲げる行為を行う場合には、同条第二項の規定は、適用しない。
- 4 前項に規定する場合（次項に規定する場合を除く。）においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の三（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の三、第四十条の三の二、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七及び第四十五条の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。
- 5 会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第六十三条の八第一項各号に掲げる行為を行う場合には、同法第六十三条の九第一項の規定は、適用しない。
- 6 前項に規定する場合においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款、第三十五条の三、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の三（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の三、第四十条の三の二、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七及び第四十五条の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。

株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年七月十五日政令第二百二十一号、最終改定：令和四年六月二十九日政令第二百四十一号）

内閣は、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二条第三号及び第六号、第十二条第一項第二号、第六項第一号及び第七項、第三十一条第一項及び第三項、第三十三条第四項及び第五項、第三十五条第三項、第四十条第一項及び第四項並びに附則第十条第二項、第十二条第二項及び第七項、第十三条第三項並びに第二十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（金融機関の範囲）

- 第一条 株式会社国際協力銀行法（以下「法」という。）第二条第三号に規定する政令で定める金融機関は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用金庫、全国を地区とする信用金庫連合会及び農林中央金庫並びに保険会社及び農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とする。

（中小企業者の範囲）

- 第二条 法第二条第六号イに規定する政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。
- 一 農業
- 二 林業
- 三 漁業
- 四 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービスを除く。）
- 五 不動産業（住宅及び住宅用の土地の賃貸業に限る。）
- 2 法第二条第六号ロに規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数とは、次の表のとおりとする。

	業 種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウエア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

（開発途上地域以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に関して行うことができる業務）

- 第三条 法第十二条第一項第二号に規定する政令で定める場合は、法第十一条第一号に規定する資金の対象となる設備の輸出等であって次に掲げる設備に係るものである場合とする。
- 一 次に掲げる設備
- イ 船舶（水域において使用される浮遊式の生産

用のプラットフォーム、石油貯蔵タンクその他の浮き構造物を含む。次条第二項において同じ。）

- ロ 人工衛星並びにその追跡及び運用に必要な設備

ハ 航空機

ニ 医療機器

二 温室効果ガスの排出量の削減に寄与する設備

三 次に掲げる事業の実施に不可欠な機器又は装置が含まれる設備（へ及びタに掲げる事業については、これらの事業を一体的に行うよう構成された複数の種類の機器又は装置からなる設備に限る。）

イ 原子力による発電に関する事業

ロ 鉄道（軌道を含む。以下この号において同じ。）に関する事業（主要都市を連絡する高速鉄道又は主要都市における鉄道に係るものに限る。）

ハ 道路の建設、修繕及び運営に関する事業

ニ 空港に関する事業

ホ 港湾に関する事業

へ 水道、下水道その他污水处理施設及び工業用水道に関する事業

ト 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）を原材料とする燃料の製造に関する事業

チ 再生可能エネルギー源（永続的に利用することができるものと認められるエネルギー源をいう。）による発電に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）

リ 水素の製造、輸送、供給及び利用に関する事業

ヌ 燃料として使用されるアンモニアの製造、輸送、供給及び利用に関する事業

ル 変電、送電及び配電に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）

ヲ 石炭による発電に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）

ワ 石炭から発生させるガスを原料とする燃料製品その他の製品の製造に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）

カ 石炭による発電のための設備その他の設備から排出される大量の二酸化炭素の回収及び貯蔵に関する事業

ヨ ガスによる発電に関する事業（ガスの効率的な利用を行うものに限る。）

タ	電気又は熱の効率的な使用に関する事業（電気又は熱をその供給の状況に応じて使用するものであって、かつ、当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される情報通信の技術その他の技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）	いる商品又は役務に関し蓄積された技術上又は営業上の情報であって出資等を行う法人等が有していないものを有する外国の法人	2	法第十二条第六項第三号に規定する政令で定める場合は、船舶又は航空機を賃貸する事業に係るものである場合とする。	報通信の技術その他の技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）
レ	蓄電に関する事業（タに規定する事業を除く。）				蓄電に関する事業（タに規定する事業を除く。）
ソ	インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）				インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）
ツ	人その他の生物に由来するものを原材料とする医薬品の開発及び製造に関する事業				船舶（水域において使用される浮遊式の生産用のプラットホーム、石油貯蔵タンクその他の浮き構造物を含む。）の製造、整備、運用及びリース取引に関する事業
ネ	動植物に由来する有機物を原料とする化学製品（化学肥料及び有機化学工業製品並びにこれらの製造に伴い副次的に製造される製品に限り、ワに規定する製品に該当するものを除く。）の製造に関する事業				船舶（水域において使用される浮遊式の生産用のプラットホーム、石油貯蔵タンクその他の浮き構造物を含む。）の製造、整備、運用及びリース取引に関する事業
ナ	電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）の製造に関する事業				人工衛星の打上げ、追跡及び運用に関する事業
ラ	半導体素子、半導体集積回路及び半導体物質（これらの製造に必要な原材料及び装置を含む。）の製造に関する事業				航空機の整備、改造、販売及びリース取引に関する事業
ム	廃棄物の焼却及び熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。）に関する事業				医療に関する事業
四	次に掲げる事業の実施に不可欠な機器又は装置が含まれる設備	イ 我が国の法人等又は出資外国法人等による製品の生産に必要不可欠な原材料及び装置の安定的な供給の確保を図る上で必要な物資又は技術の開発（物資にあっては、製造を含む。）に関する事業	一	法第十一条第三号に掲げる業務のうち、次に掲げる事業に係るものを行う場合	人その他の生物に由来するものを原材料とする医薬品の開発及び製造に関する事業
イ	我が国の法人等又は出資外国法人等による製品の生産に必要不可欠な原材料及び装置の安定的な供給の確保を図る上で必要な物資又は技術の開発（物資にあっては、製造を含む。）に関する事業	ロ 一定の地域において行われる事業であって、新たな技術若しくは高度な技術（当該地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術をいう。）又は新たな事業の実施の方式（商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式をいう。）を利用するもの	イ	原子力による発電に関する事業	動植物に由来する有機物を原料とする化学製品（化学肥料及び有機化学工業製品並びにこれらの製造に伴い副次的に製造される製品に限り、ワに規定する製品に該当するものを除く。）の製造に関する事業
ロ	一定の地域において行われる事業であって、新たな技術若しくは高度な技術（当該地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術をいう。）又は新たな事業の実施の方式（商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式をいう。）を利用するもの	リ 水素の製造、輸送、供給及び利用に関する事業	ロ	鉄道（軌道を含む。以下この号において同じ。）に関する事業（主要都市を連絡する高速鉄道又は主要都市における鉄道に係るものに限る。）	人その他の生物に由来するものを原材料とする医薬品の開発及び製造に関する事業
リ	水素の製造、輸送、供給及び利用に関する事業	ハ 道路の建設、修繕及び運営に関する事業	二	空港に関する事業	動植物に由来する有機物を原料とする化学製品（化学肥料及び有機化学工業製品並びにこれらの製造に伴い副次的に製造される製品に限り、ワに規定する製品に該当するものを除く。）の製造に関する事業
ハ	道路の建設、修繕及び運営に関する事業	ホ 港湾に関する事業	ヘ	水道、下水道その他污水处理施設及び工業用水道に関する事業	電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）の製造に関する事業
ホ	港湾に関する事業	ト 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）を原材料とする燃料の製造に関する事業	チ	再生可能エネルギー源（永続的に利用することができるものと認められるエネルギー源をいう。）による発電に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）	半導体素子、半導体集積回路及び半導体物質（これらの製造に必要な原材料及び装置を含む。）の製造に関する事業
ト	動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）を原材料とする燃料の製造に関する事業	ニ 空港に関する事業	リ	水素の製造、輸送、供給及び利用に関する事業	廃棄物の焼却及び熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。）に関する事業
ニ	空港に関する事業	ホ 港湾に関する事業	ヌ	燃料として使用されるアンモニアの製造、輸送、供給及び利用に関する事業	我が国の法人等又は出資外国法人等による製品の生産に必要不可欠な原材料及び装置の安定的な供給の確保を図る上で必要な物資又は技術の開発（物資にあっては、製造を含む。）に関する事業
ヘ	水道、下水道その他污水处理施設及び工業用水道に関する事業	ル 変電、送電及び配電に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）	ヲ	石炭による発電に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）	一定の地域において行われる事業であって、新たな技術若しくは高度な技術（当該地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術をいう。）又は新たな事業の実施の方式（商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式をいう。）を利用するもの
水	水道、下水道その他污水处理施設及び工業用水道に関する事業	ワ 石炭から発生させるガスを原料とする燃料製品その他の製品の製造に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）	カ	石炭による発電のための設備その他の設備から排出される大量の二酸化炭素の回収及び貯蔵に関する事業	一定の地域において行われる事業であって、新たな技術若しくは高度な技術（当該地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術をいう。）又は新たな事業の実施の方式（商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式をいう。）を利用するもの
ガ	水道、下水道その他污水处理施設及び工業用水道に関する事業	コ ガスによる発電に関する事業（ガスの効率的な利用を行うものに限る。）	ヨ	ガスによる発電に関する事業（ガスの効率的な利用を行うものに限る。）	法第十一条第三号に掲げる業務のうち、温室効果ガスの排出量の削減に寄与する設備又は生産方式の導入その他の措置のために必要な資金の貸付けを行う場合
コ	ガスによる発電に関する事業（ガスの効率的な利用を行うものに限る。）	タ 電気又は熱の効率的な使用に関する事業（電気又は熱をその供給の状況に応じて使用するものであって、かつ、当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される情	タ	電気又は熱の効率的な使用に関する事業（電気又は熱をその供給の状況に応じて使用するものであって、かつ、当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される情	法第十一条第三号に掲げる業務のうち、前条第一項各号に掲げる外国の法人の経営を支配することを目的とし、又は当該法人に関し事業上の提携を伴う出資等のために必要な資金の貸付けを行う場合

(我が国の法人等に対する貸付けであって、中小企業者等以外のものに対して行うことができる場合)

第四条

法第十二条第六項第一号に規定する政令で定める場合は、同号に規定する出資等（以下「出資等」という。）のうち、次に掲げる外国の法人の経営を支配することを目的とし、又は当該法人に関し事業上の提携を伴うもののために必要な資金の貸付けを行う場合とする。

一

社会資本の整備に関する事業を行う外国の法人

二

一定の地域において行われる事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を有する外国の法人

三

一定の地域において広く販売され、又は提供されて

(区分経理に係る会社法の規定の技術的読替え)

第五条の二 法第二十六条の三第二項において法第二十六条の二の規定により株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）が区分して行う経理について会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える 会社法の規定	読み替え られる字句	読み替える字句
-----------------	---------------	---------

第四百四十九条 第一項	が資本金	が株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する 資本金
----------------	------	---

	準備金の	同法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金の
--	------	--------------------------------

	を資本金	を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金
--	------	-------------------------

第四百四十九条 第六項第一号	資本金	株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資 本金
-------------------	-----	--

第四百四十九条 第六項第二号	準備金	株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金
-------------------	-----	--

第八百二十八条 第一項第五号	おける 資本金	おける株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金
-------------------	------------	---

	資本金の額の 減少の	当該資本金の額の 減少の
--	---------------	-----------------

第八百二十八条 第二項第五号	資本金	株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資 本金
-------------------	-----	--

098 JBIC | Data Book 2025

JBIC | Data Book 2025 099

（剰余金のうち準備金として積み立てる額等）

第六条	法第三十一条第一項に規定する政令で定める基準により計算した額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 一般業務（法第二十六条の二第一号に規定する一般業務をいう。以下同じ。）に係る勘定 毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の百分の五十に相当する額 二 特別業務（法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下同じ。）に係る勘定 毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の百分の五十に相当する額
2	法第三十一条第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 一般業務に係る勘定 一般業務に係る勘定に整理された資本金の額に相当する額 二 特別業務に係る勘定 特別業務に係る勘定に整理された資本金の額に相当する額

（国庫納付の手続）

第七条	会社は、一般業務及び特別業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、法第三十一条第一項の規定に基づいて計算した当該事業年度の国庫納付金の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、翌事業年度の六月二十日までに、これを財務大臣に提出しなければならない。
-----	---

（国庫納付金の帰属する会計）

第八条	一般業務及び特別業務に係るそれぞれの勘定における国庫納付金については、法第三十一条第一項に規定する残余の額を当該それぞれの勘定における一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定からの出資の額に応じて按分した額を、それぞれ一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。
2	前項に規定する出資の額は、同項に規定する残余の額を生じた事業年度の開始の日における政府の一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定からの出資の額の増加又は減少があったときは、当該増加又は減少のあった日から当該事業年度の末日までの日数を当該事業年度の日数で除して得た数を当該増加し、又は減少した出資の額に乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加え、又は減じた額）とする。

（社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針の認可）

第九条	会社は、法第三十三条第四項の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度、財務大臣の定める日までに、当該事業年度の社債の発行及び外国通貨長期借入金（同条第一項に規定する外国通貨長期借入金をいう。以下同じ。）の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣
-----	---

に提出しなければならない。

2	前項の基本方針には、次に掲げる事項を一般業務及び特別業務に係る勘定ごとに記載しなければならない。 一 社債についての次に掲げる事項 イ 発行時期 ロ 発行金額 ハ 表示通貨 ニ 発行市場 ホ 利回り ヘ その他財務大臣が定める事項 二 外国通貨長期借入金についての次に掲げる事項 イ 借入時期 ロ 借入金額 ハ 表示通貨 ニ 利率 ホ その他財務大臣が定める事項
---	--

（国内社債の発行の届出）

第十条	会社は、国内社債（会社の社債のうち我が国において発行するものをいう。以下この条において同じ。）の発行について法第三十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、当該国内社債についての次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。 一 調達した資金の用途 二 名称 三 発行の年月日 四 発行総額 五 各社債の金額 六 利率 七 償還の方法及び期限 八 利息の支払の方法及び期限 九 発行の価額 十 調達した資金を整理する勘定 十一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定の適用があるときは、その旨 十二 募集の方法 十三 利回り 十四 第二号から第十一号までに掲げるもののほか、国内社債の社債券に記載した事項 十五 その他財務大臣が定める事項
-----	--

（国外社債の発行の届出）

第十一条	会社は、国外社債（会社の社債のうち我が国以外の地域において発行するものをいう。以下同じ。）の発行について法第三十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、当該国外社債についての次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。 一 前条第一号から第十号までに掲げる事項に相当する事項 二 種類 三 発行の方法 四 表示通貨 五 発行市場
------	---

六	利回り
七	第一号に掲げるもののほか、国外社債の社債券に記載した事項
八	その他財務大臣が定める事項

（外国通貨長期借入金の借入れの届出）

第十一条の二	会社は、外国通貨長期借入金の借入れについて法第三十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、当該外国通貨長期借入金についての次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。 一 調達した資金の使途 二 借入れの年月日 三 借入金額 四 表示通貨 五 借入先 六 利率 七 償還の方法及び期限 八 利息の支払の方法及び期限 九 調達した資金を整理する勘定 十 その他財務大臣が定める事項
--------	---

（社債券の滅失等の場合の代わり社債券等の発行）

第十二条	法第三十三条第五項ただし書に規定する社債券の発行は、会社が、国外社債の社債券（以下この条において「国外社債券」という。）に限り行うものとする。 2 前項の国外社債券の発行は、国外社債券を盗取され、滅失し、又は紛失した者からその再交付の請求があった場合において、当該盗取、滅失又は紛失に係る国外社債券につき、会社が適当と認める者によるその番号の確認があり、かつ、その盗取され、滅失し、又は紛失した証拠の提出があったときに限り、することができる。この場合において、必要があるときは、会社は、当該盗取、滅失若しくは紛失に係る国外社債券に対し償還をし、又は消却のための買入れをしたときは会社が適当と認める者がその償還金額又は買入価額に相当する金額を会社に対し補填することとなることが確実と認められる保証状を徴するものとする。
第十三条	前条の規定は、法第三十五条第三項の規定により政府が保証契約をすることができる債務に係る社債券又はその利札の発行について準用する。この場合において、前条第一項中「第三十三条第五項」とあるのは「第三十五条第三項」と、「社債券の」とあるのは「社債券又はその利札の」と、「社債券（以下「国外社債券」という。）」とあるのは「社債券若しくはその利札」と、同条第二項中「国外社債券の」とあるのは「社債券又はその利札の」と、「国外社債券を」とあるのは「社債券又はその利札につき」と、「国外社債券に対し」とあるのは「社債券に対し」と、「又は消却のための買入れ」とあるのは「若しくは消却のための買入れをし、又は当該盗取、滅失若しくは紛失に係る利札に対し利子の支払」と、「は会社」とあるのは「は会社及び保証人である政府」と、「又は買入価額」とあるのは「若しくは買入価額又は利

子の支払金額」と読み替えるものとする。

（国外社債及び外国通貨長期借入金に係る政府の保証に関する事務の取扱い）

第十四条	国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項若しくは第三項又は法第三十五条の規定により、政府が国外社債又は外国通貨長期借入金に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は、本邦又は外国において銀行業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業をいう。附則第六条第三項において同じ。）、信託業（信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。附則第六条第三項において同じ。）又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。附則第六条第三項において同じ。）を行う者であって、財務大臣が指定するものを財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。
------	---

（財務省令への委任）

第十五条	第十一条から前条までに定めるもののほか、国外社債及び外国通貨長期借入金に関し必要な事項は、財務省令で定める。
------	--

（内閣総理大臣への権限の委任）

第十六条	法第三十九条第一項の規定による財務大臣の立入検査の権限のうち会社の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、財務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。
------	---

（財務局長等への権限の委任）

第十七条	法第四十条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない。 一 法第三十九条第一項の規定による立入検査 二 法第四十条第二項の規定による報告 2 前項第一号の規定による権限で会社の本店以外の支店その他の施設又は法第三十九条第一項の受託法人の事務所その他の施設（以下この条において「会社の支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該会社の支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。 3 前項の規定により会社の支店等に対して立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、会社の本店又は当該会社の支店等以外の会社の支店等に対する立入検査の必要を認めたときは、当該立入検査を行うことができる。
------	---

株式会社国際協力銀行法施行規則（平成二十四年三月二十六日財務省令第十四号、最終改正：令和五年九月二十一日財務省令第五十二号）

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の規定に基づき、株式会社国際協力銀行法施行規則を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、株式会社国際協力銀行法（以下「法」という。）及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号。以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 貸付債権等 貸付債権、法第二条第十一号に規定する公社債等その他の金銭債権をいう。

二 クレジットデリバティブ取引 当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めたる者の信用状態に係る事由が発生した場合において、相手方が金銭を支払うことを約する取引（当該事由が発生した場合において、相手方が貸付債権等に移転することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引をいう。

（法第二条第四号の財務省令で定める法人）

第二条 法第二条第四号の財務省令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 一連の行為として、有価証券の発行又は資金の借入れにより得られる金銭をもって貸付債権等を取得し、当該貸付債権等の管理及び処分により得られる金銭をもって、当該有価証券又は資金の借入れに係る債務の履行を専ら行うことを目的とする者（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。）

二 一連の行為として、有価証券の発行又は資金の借入れにより得られる金銭をもってクレジットデリバティブ取引を行い、当該クレジットデリバティブ取引により得られる金銭をもって、当該有価証券又は資金の借入れに係る債務の履行を専ら行うことを目的とする者

（新規企業者等から除かれる法人等）

第三条 法第二条第七号イの財務省令で定める法人等は、中小企業者等（外国におけるこれに相当する者を含む。）以外の法人等の子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）とする。

（特定外国法人が行う事業）

第四条 法第二条第十号イの財務省令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事業のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等が調達する物資の供給網の強靱（じん）化に必要なもの

- イ 我が国にとって重要な資源の開発に関する事業
- ロ 再生可能エネルギー源（永続的に利用することができるものと認められるエネルギー源をいう。）による発電に必要な設備並びにその部分品及び附属品の製造に関する事業
- ハ 蓄電池の製造に関する事業
- ニ 船舶及び航空機の部分品及び附属品の製造に関する事業
- ホ 医療機器の開発及び製造に関する事業
- ヘ 医薬品の開発及び製造に関する事業
- ト 電動機の製造に関する事業
- チ 半導体素子、半導体集積回路及び半導体物質（これらの製造に必要な原材料及び装置を含む。）の製造に関する事業
- リ 食料の生産（農業を含む。）に必要な肥料、農機具その他の物資の開発及び製造に関する事業
- ヌ ガス、セメント製品その他の多様な事業に使用される素材であって、その製造に伴う温室効果ガスの排出量が当該素材の製造に通常利用される製法よりも大幅に抑制される製法により製造されるものの製造に関する事業
- 二 次に掲げる事業のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等が利用する技術の提供の促進に必要なもの
- イ 人工知能関連技術（人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術をいう。）の開発に関する事業
- ロ 量子計算機その他の量子の特性を利用した装置に関する技術の開発に関する事業
- ハ バイオテクノロジーに関する技術の開発に関する事業
- ニ ブロックチェーン技術の開発に関する事業

2 法第二条第十号ロの財務省令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等の海外における事業活動に必要なものとする。

- 一 再生可能エネルギー源（永続的に利用することができるものと認められるエネルギー源をいう。）を変換して得られる電気の供給に必要な発電、送電その他の基盤の整備に関する事業
- 二 情報通信技術を活用するための基盤の整備（情報通信に係る人工衛星の打上げ、追跡及び運用を含む。）に関する事業
- 三 医療に関する事業

（法第二条第十六号の財務省令で定める貸付けと同様の経済的性質を有するもの）

第五条 法第二条第十六号の財務省令で定める貸付けと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により

利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち貸付けと同視すべきものとする。

（法第十二条第一項第一号の財務省令で定める利子と同様の経済的性質を有するもの）

第六条 法第十二条第一項第一号の財務省令で定める利子と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち利子と同視すべきものとする。

（法第十三条第一項第二号の財務省令で定める貸付金と同様の経済的性質を有するもの）

第七条 法第十三条第一項第二号の財務省令で定める貸付金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち貸付金と同視すべきものとする。

（法第十三条第一項第二号の財務省令で定める利率と同様の経済的性質を有するもの）

第八条 法第十三条第一項第二号の財務省令で定める利率と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭に係る割合のうち利率と同視すべきものとする。

（特別業務基本方針）

第九条 法第十三条の三第一項の財務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 特別業務（法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この条において同じ。）の実施体制に関する事項

二 特別業務の実施方法に関する事項

三 特別業務に関する財務の適正な管理に関する事項

四 特別業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完に関する事項

五 法第十三条の二第二項第四号の体制による特別業務の実施状況に係る評価及び監視に関する事項

六 財務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関する事項

七 その他特別業務の適確な実施を確保するために必要な事項

2 会社は、法第十三条の三第一項前段の規定により同項に規定する特別業務基本方針（以下この項及び次項において「特別業務基本方針」という。）の認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る特別業務基本方針を添えて、財務大臣に提出しなければならない。

3 会社は、法第十三条の三第一項後段の規定により特別業務基本方針の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に変更後の特別業務基本方針を添えて、財務大臣に提出しなければならない。

（法第十四条第一項の財務省令で定める金融機関その他の法人）

第十条 法第十四条第一項の財務省令で定める金融機関その他の法人は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる金融機関

- イ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行
- ロ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行
- ハ 信用金庫及び信用金庫連合会
- ニ 信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）
- ホ 労働金庫及び労働金庫連合会
- ヘ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合並びに都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会又は同項第十号の事業を行う全国の区域を地区とする農業協同組合連合会
- ト 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会

- チ 農林中央金庫
- リ 保険会社
- ヌ 株式会社商工組合中央金庫
- ル 株式会社日本政策投資銀行
- ヲ 地方公共団体金融機構
- ワ 株式会社日本政策金融公庫
- カ 外国金融機関等

二 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社（以下「債権回収会社」という。）及び外国の法令に準拠して外国において債権管理回収業に類似する業務を営む者（債権回収会社を除く。）

三 法第十二条第九項第三号に規定する金銭債権を譲渡した我が国の法人等又は出資外国法人等

四 次に掲げる要件を満たす法人

- イ 農林漁業者の行う事業の振興に必要な長期資金を供給する者であること。
- ロ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）であること。
- ハ 資本金の額が五億円以上であること。

五 次に掲げる要件を満たす法人

- イ 中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金を供給する者であること。
- ロ 貸金業者であること。
- ハ 資本金の額が五億円以上であること。

（法第十六条第二項の財務省令で定める利息と同様の経済的性質を有するもの）

第十一条 法第十六条第二項の財務省令で定める利息と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち利息と同視すべきものとする。

（法第十六条第二項の財務省令で定める借入金と同様の経済的性質を有するもの）

第十二条 法第十六条第二項の財務省令で定める借入金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち借入金と同視すべきものとする。

（決算報告書等の閲覧期間）

第十三条 法第二十七条第三項に規定する財務省令で定める期間は、五年間とする。

（予算の繰越し）

第十四条 法第三十条第二項の規定により支出予算の繰越しについての財務大臣の承認を受けようとするときは、翌事業年度の四月三十日までに、繰越計算書を財務大臣に送付しなければならない。

2 前項の繰越計算書は、法第二十条第一項の規定により通知された支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 繰越しを必要とする経費の予算現額及び科目並びに繰越しを必要とする事由

二 前号の経費の予算現額のうち支払済みとなった額及び当該事業年度内に支払うべき額

三 第一号の経費の予算現額のうち翌事業年度に繰越しを必要とする額

四 第一号の経費の予算現額のうち不用となるべき額

3 第一項の繰越計算書には、参考となる書類を添付しなければならない。

（法第三十三条第一項の財務省令で定める借入れと同様の経済的性質を有するもの）

第十五条 法第三十三条第一項の財務省令で定める借入れと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち借入れと同視すべきものとする。

（法第三十三条第一項の財務省令で定める短期借入金と同様の経済的性質を有するもの）

第十六条 法第三十三条第一項の財務省令で定める短期借入金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち短期借入金と同視すべきものとする。

（法第三十三条第二項の財務省令で定める借換えと同様の経済的性質を有するもの）

第十七条 法第三十三条第二項の財務省令で定める借換えと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち借換えと同視すべきものとする。

（余裕金の運用）

第十八条 法第三十六条第七号の財務省令で定める方法は、法第三十三条に規定する借入金のうち外貨資金の借入れ、令第十一条に規定する国外社債の発行又は外貨通貨を対価とする本邦通貨の売却により調達した資金に係る業務上の余裕金については、次に掲げるものとする。

一 外国政府の発行する有価証券で外国通貨をもって表示されるもの

二 宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち預金と同視すべきもの

3 | 内部統制基本方針

（取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

- 第1条 当行及びその子会社（以下「当行グループ」と総称する。）の取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、当行は、企業理念、行動原則、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する内部規程を定め、当行の取締役及び職員に周知する。また、子会社に対しては、当行の企業理念及び行動原則を周知するとともに、その業務の規模や特性に応じて、法令等の遵守その他のコンプライアンスに関して適切な措置を取る。
- 2 当行の取締役及び職員は、コンプライアンスに関する内部規程を遵守する。
- 3 当行は、コンプライアンスに関する責任者及びコンプライアンスを統括する部署を置き、当行グループの法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。
- 4 当行は、当行グループのコンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、委員会を置く。
- 5 当行は、当行グループのコンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
- 6 当行は、当行グループとして反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶する。

（取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）

- 第2条 当行は、取締役の職務の執行に係る情報、顧客の情報その他の当行が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報の保存及び管理に関する内部規程を定める。
- 2 当行は、法令又は情報の保存及び管理に関する内部規程に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、管理する。
- 3 取締役及び職員は、情報の保存及び管理に関する内部規程に基づき、情報を適切に保存し、管理する。

（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

- 第3条 当行は、当行グループのリスク管理を行うことの重要性を認識し、当行グループの業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合リスク管理規程その他のリスク管理に関する内部規程を定めるとともに、子会社に対してはその業務の規模や特性に応じてリスク管理に関して適切な措置を取り、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。
- 2 当行は、当行グループの各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、委員会を置く。

- 3 当行は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する内部規程を定めるとともに、子会社に対してはその業務の規模や特性に応じて適切な措置を取り、当行グループの危機管理の態勢整備に努める。
- 4 当行は、危機事象が発生し当行グループの正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規程に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

- 第4条 取締役会は、経営計画を策定し、適切に当行グループとしての経営管理を行う。
- 2 当行は、経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。
- 3 当行は、取締役会の決議に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる内部規程の整備を行い、職務執行を適切に分担する。
- 4 当行は、意思決定の迅速化を図るため部門制及び執行役員制度を導入し、組織規程、決定権限規程その他の内部規程に基づき権限委譲を行う。

（当行グループにおける業務の適正を確保するための体制）

- 第4条の2 当行は、当行グループの業務の適正を確保するため、当行の子会社の業務運営の管理に関して適切な措置を取る。
- 2 当行は、当行の子会社の取締役の職務の執行に係る重要事項について、当行に対する適切な報告体制を確立する。

（業務の適正を確保するための内部監査体制）

- 第5条 当行は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する内部規程を定める。
- 2 当行は、当行グループに対する内部監査に関する重要な事項を決定又は審議するため、内部監査委員会を置く。
- 3 当行は、被監査部門から独立し、内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。
- 4 監査部は、内部監査に関する内部規程に基づき当行及び必要に応じて当行の子会社の内部監査を行い、その結果を内部監査を担当する取締役に報告する。
- 5 監査部は、定期的に若しくは必要に応じて、又は取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
- 6 監査部は、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

（監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項）

- 第6条 当行は、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し、職員を置く。
- 2 前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
- 3 監査役は、必要と認めるときは、事前に総裁の承諾を得て、第1項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

（監査役の職務を補助する職員に対する指示の実効性確保及び取締役からの独立性に関する事項）

- 第7条 当行は、監査役の職務を補助する職員（以下「監査役室職員」という。）の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の同意を得る。
- 2 当行は、監査役による監査役室職員への指示の実効性を確保するため、監査役室職員に対し監査役の指示にのみ従い職務に従事させる。ただし、監査役室職員が監査役室以外の機構の職員を兼務する場合には、当行は次の各号の点を明らかにした書面により、兼務について事前に常勤監査役の同意を得る。
- （1）常勤監査役に対し当該監査役室職員が他の機構の職員を兼務しなければならない合理的な理由を明らかにすること
- （2）当該監査役室職員は、監査役の職務を補助する業務に関しては、監査役の指揮命令に服し、兼務先の機構の指揮命令を受けないこと
- （3）当該監査役室職員が兼務先で従事し、兼務先の機構の指揮命令を受ける業務の範囲を明示的に限定すること
- （4）当該監査役室職員は、監査役の職務に関する情報を他の機構と共有しないこと
- （5）当該監査役室職員は、監査役による監査の実効性確保を妨げないよう、兼務先の機構の業務よりも監査役の職務を補助する業務を常に優先すること
- （6）常勤監査役は必要と認める場合には兼務の同意を撤回することが可能であること

（取締役及び職員が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制）

- 第8条 当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役は、直接又は間接の方法により、随時、その職務の執行状況等を的確に当行の監査役に報告する。
- 2 当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役は、当行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について直接又は間接の方法により、当行の監査役に速やかに報告する。
- 3 当行グループは、前項に基づき報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを一切行わない。

（監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制）

- 第9条 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。
- 2 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることもとくに、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
- 3 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。
- 4 監査役は、コンプライアンスを統括する部署及び監査部に協力を求めることができる。
- 5 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

（監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項）

- 第10条 監査役が、前条の規定に基づき、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めた場合等、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は当行が負担する。

4 | セキュリティポリシー

株式会社国際協力銀行（以下「当行」といいます。）では、高い水準の情報セキュリティを確保し、もって当行の適正かつ効率的な業務運営に寄与することを目的として、情報資産の利用及び管理に関する以下の基本方針を定め、情報資産の適切な取扱・管理・保護・維持を行います。

基本理念

- 当行は、関係法令及び関連規程の定めに従うとともに、以下に掲げる基本理念に従い、情報資産の利用及び管理を行います。
- (1) 情報資産をその目的に沿って適切に使用すること。
 - (2) 情報資産の管理のための権限は、業務の内容及び必要性を十分に検討した上で、付与すること。
 - (3) 情報セキュリティ対策の策定及び実施に当たっては、業務の内容を踏まえ、次の事項を考慮すること。
- イ 実施体制の責任及び役割を明確にすること。
- ロ 必要かつ十分に、有効かつ効率的な対策を必要な時期に迅速に行うこと。

情報資産の適正な管理

情報資産とは、情報及び情報システムをいい、当行では、機密性・完全性・可用性及び重要度等の観点からこれらを分類し、当該分類に応じた適切な管理を行います。

情報資産の管理体制

当行では、情報資産に係る安全性を確保するために必要な体制を構築します。

個人情報の保護

当行では、個人情報の取扱いに関する基本方針（プライバシーポリシー）を定めこれを公表した上で、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、個人情報の保護及び管理を適切に行います。

顧客情報の保護

当行は、お客様の保護及び利便の向上のための基本方針を定め、当該方針に基づき、お客様に関する情報の保護及び管理を適切に行います。

情報資産管理に関する教育

当行は、情報資産を取扱うすべての役職員が、関係する法令、本ポリシーその他の関連規程の内容を理解し、情報セキュリティ上の問題が生じないように、必要な教育を行います。

業務の外部委託

当行は、業務の委託等により、当行の情報資産の管理を役職員以外の者にゆだねる場合には、情報セキュリティが確保されていることを確認するとともに、情報資産の内容に応じ、適切な措置を講じます。

情報資産に係る事故への対応

当行は、個人情報又は顧客情報の漏えいその他の情報セキュリティ上で問題となる事案が発生した場合、速やかな対応を行います。

評価・見直し

当行は、関係する法令の制定又は改廃、情報セキュリティ技術の革新等の外部環境の変化並びに組織、業務内容等の変更、当行の情報システムの更改等の内部環境の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて、本ポリシーの評価・見直しを行います。

5 | 顧客保護等管理方針

株式会社国際協力銀行（以下「当行」といいます。）は、法令等に従って適切かつ十分な説明やサポートを行うことにより、お客さまが得るべき利益の保護やお客さまの利便性の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。

- 1 当行は、お客さまへの取引や商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行ってまいります。
- 2 当行は、お客さまからの相談等については、お客さまの理解と信頼を得られるよう、公正・迅速・誠実に対応してまいります。
- 3 当行は、お客さまに関する情報を、適切に保護・管理いたします。
- 4 当行は、当行が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう管理いたします。

※本方針において、お客さまとは以下に掲げる法人その他団体又は個人を意味します。

- (1) 当行の業務を利用していただいている方
- (2) 当行の業務を利用されていた方
- (3) 当行の業務に関し当行と取引関係に入る可能性のある方

※当行においてお客さまの保護の必要性のある業務とは、株式会社国際協力銀行法（平成23年5月2日法律第39号）第11条及び当行が行うものとして法令に規定する業務をいいます。

6 | 利益相反管理方針の概要

株式会社国際協力銀行（以下「当行」といいます。）及び当行の子金融機関等（以下総称して「当行グループ」といいます。）は、金融商品取引法に従い、利益相反管理方針を策定の上、お客さまの利益を不当に害することがないように、利益相反の恐れのある取引を適切に管理してまいります。

当行グループにおける利益相反管理方針の概要を、以下のとおり公表いたします。

1 利益相反の恐れのある取引の特定

- (1) 対象取引
本方針の対象となる「利益相反の恐れのある取引」とは、
(a) 当行グループとお客さまの間の利益が対立又は競合する場合、又は (b) 当行グループの複数のお客さま間の利益が対立又は競合する場合において、お客さまの利益が不当に害される取引（以下「対象取引」といいます。）です。
- (2) お客さまの範囲
本方針の対象となる「お客さま」とは、当行グループの行う「金融商品関連業務」を利用している相手方、当該業務を利用していた相手方及び当該業務に関し取引関係に入る可能性のある相手方をいいます。
「金融商品関連業務」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の3に規定する業務をいいます。

2 利益相反管理の対応を要する会社

- 1 (1) のとおり、対象取引は、当行グループ（当行及び当行の子金融機関等）が行う取引であり、「当行の子金融機関等」とは、当行の子会社又は関連会社のうち、金融商品取引法第36条第4項に該当する者をいいます。2025年3月31日現在、次の会社が当行の子金融機関等に該当します。
- IFC Capitalization (Equity) Fund, L.P.
 - National Industrial Corridor Development Corporation Limited
 - 株式会社 JBIC IG Partners
 - RJIF GP2 Limited
 - Russian-Japan Investment Fund, L.P.
 - JB Nordic General Partner S.à.r.l.
 - JB Nordic Ventures Oy
 - JB Nordic Fund I SCSp
 - NordicNinja Fund II General Partner S.à.r.l.
 - NordicNinja VC Limited
 - ff Red & White General Pratner S.à.r.l.
 - ff Red & White Ventures sp. z.o.o.
 - ff Red & White
 - NordicNinja Fund II SCSp

3 利益相反の恐れのある取引の管理方法

- 当行グループは、お客さまとの取引における利益相反の状況を把握し、以下の方法等により状況に応じた対応を実施いたします。
- 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - 対象取引又は当該お客さまとの取引の条件又は方法を変更する方法
 - 対象取引又は当該お客さまとの取引を中止する方法
 - 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれが

あることについて、当該お客さまに適切に開示する方法

- その他対象取引を適切に管理するための方法

4 利益相反の管理体制

当行グループでは、利益相反を管理・統括する部署を設置し、利益相反を一元的に管理いたします。

また、利益相反の管理に関する法令その他の規範を遵守し、態勢整備を継続的に行ってまいります。

海外駐在員事務所一覧 (2025年7月1日現在)



📍シンガポール駐在員事務所
(アジア大洋州地域統括)
9 Raffles Place, #51-02 Republic Plaza,
Singapore 048619
Tel. 65-6557-2806
Fax. 65-6557-2807

📍北京駐在員事務所
2102, Tower C Office Building,
YINTAI Center, No. 2 Jianguomenwai
Avenue, Chaoyang District,
Beijing 100022, P.R.C
Tel. 86-10-6505-8989
Fax. 86-10-6505-3829

📍バンコク駐在員事務所
21st Floor, Park Ventures Ecoplex, 57
Wireless Road, Lumpini, Pathumwan,
Bangkok 10330, Thailand
Tel. 66-2-252-5050
Fax. 66-2-252-5514

📍ハノイ駐在員事務所
Unit 6.02, 6th Floor, CornerStone Building,
16 Phan Chu Trinh Street, Cua Nam Ward,
Hanoi, Vietnam
Tel. 84-24-3824-8934 ~ 6
Fax. 84-24-3824-8937

📍ジャカルタ駐在員事務所
Summitmas II 5th Floor,
Jl. Jenderal Sudirman, Kav. 61-62,
Jakarta Selatan, Indonesia
Tel. 62-21-5220693
Fax. 62-21-5200975

📍マニラ駐在員事務所
11/F, Tower 1, The Enterprise Center,
6766 Ayala Avenue corner Paseo de
Roxas, Makati City, Philippines
Tel. 63-2-8856-7711 ~ 14
Fax. 63-2-8856-7715, 7716

📍ニューデリー駐在員事務所
306, 3rd Floor, World Mark2, Asset
No. 8, Hospitality District, Aerocity,
New Delhi-110037, India
Tel. 91-11-4352-2900
Fax. 91-11-4352-2950

📍シドニー駐在員事務所
Suite 4102, Level 41, Gateway Tower,
1 Macquarie Place, Sydney NSW 2000,
Australia
Tel. 61-2-9293-7980

📍ロンドン駐在員事務所
(欧阿中東地域統括)
7th Floor, 80 Cheapside,
London, EC2V 6EE, U.K.
Tel. 44-20-7489-4350

📍モスクワ駐在員事務所
123610 Moscow,
Krasnopresnenskaya Nab.12,
World Trade Center, Office No.905,
Russian Federation
Tel. 7-495-258-1832,1835,1836
Fax. 7-495-258-1858

📍パリ駐在員事務所
6-8, Boulevard Haussmann,
75009 Paris, France
Tel. 33-1-4703-6190

📍イスタンブール駐在員事務所
Esentepe Mahallesi, Büyükdere
Cad. No: 199/95, Levent 199, Kat
(Floor) 20 - 34394 Şişli/Istanbul,
Turkey
Tel. 90-212-337-4060

📍ドバイ駐在員事務所
9th floor, West, The Gate Dubai
International Financial Centre,
P.O. Box 121300, Dubai, U.A.E.
Tel. 971-4-363-7091
Fax. 971-4-363-7090

📍ニューヨーク駐在員事務所
(米州地域統括)
712 Fifth Avenue, 26th Floor,
New York, NY 10019, U.S.A.
Tel. 1-212-888-9500
Fax. 1-212-888-9503

📍ワシントン駐在員事務所
1627 Eye Street, N.W., Suite 500,
Washington, D.C., 20006, U.S.A.
Tel. 1-202-785-1785
Fax. 1-202-785-1787

📍ブエノスアイレス駐在員事務所
Carlos Pellegrini 719, Piso 1° A,
C1009ABO, Ciudad Autónoma de
Buenos, Buenos Aires, Argentina
Tel. 54-9-11-6937-7641

📍メキシコシティ駐在員事務所
Paseo de la Reforma 222-900B,
Col. Juárez, Del. Cuauhtémoc,
México D.F., C.P. 06600, México
Tel. 52-55-5525-6790
Fax. 52-55-5525-3473

📍リオデジャネイロ駐在員事務所
Praia de Botafogo, 228, Sala 801B,
Setor A, Botafogo, Rio de Janeiro, RJ, CEP
22250-906, Brazil
Tel. 55-21-2554-2305
Fax. 55-21-2554-8798

アクセス (JBIC本店、大阪支店)

JBIC本店

〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号
TEL : 03-5218-3100
FAX : 03-5218-3955
▶ アクセス
東京メトロ東西線「竹橋駅」3b出口
東京メトロ「大手町駅」より徒歩約5分
(法務・コンプライアンス統括室、IT統括・与信事務部、
監査部、リスク管理部)
〒100-0004
東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館 14階
東京メトロ「大手町駅」C2b出口)



大阪支店

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2丁目2番22号
ハービスENTオフィスタワー23階
TEL : 06-6345-4100
FAX : 06-6345-4102
▶ アクセス
JR「大阪駅」西口より徒歩約2分
JR東西線「北新地駅」西改札より徒歩約4分
阪神「大阪梅田駅」西改札、
Osaka Metro四つ橋線「西梅田駅」北改札より徒歩すぐ
Osaka Metro御堂筋線「梅田駅」南改札より徒歩約5分
Osaka Metro谷町線「東梅田駅」北改札より徒歩約6分
阪急「大阪梅田駅」中央改札口より徒歩約12分



株式会社国際協力銀行
企画部門 経営企画部 報道課

〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号
TEL : 03-5218-3100



ホームページ



Facebook



Instagram